

第二回國會議院 運輸及び交通委員會會議錄第二十四号

昭和二十三年六月二十四日(木曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 川野 芳清君

理事 前田 都君 理事 島上 善五郎君

理事 佐伯 宗義君 理事 高瀬 傳君

理事 平治 小笠原 八十美君

理事 利右衛門 尾崎 末吉君

理事 虎一 中野 武雄君

理事 一郎 井谷 正吉君

理事 金次 佐々木 三三君

理事 重井 隆治君 理事 俊三 君

理事 原 龍君 理事 矢野 政男君

理事 堀江 實藏君

出席政府委員

運輸政務次官 木下 榮君

運輸事務官 岡田 修一君

運輸事務官 山口 傳君

運輸事務官 小堀 靖君

運輸事務官 大久保 武雄君

委員外の出席者

専門調査員 岩村 勝君

専門調査員 堤 正威君

本日會議に付した事件

港則法案(内閣提出)(第一二二號)

本船保險組合の解散に関する法律案(内閣提出)(第一一七號)

(内閣提出)(第一一七號)

水先法の一部を改正する法律案(内閣提出)(第一一八號)

港則法案(内閣提出)(第一二三號)

船員職業安定法案(内閣提出)(第一四七號)

○川野委員長 會議を開きます。

これよりまず港則法案、本船保險組

合の解散に関する法律案及び水先法の
一部を改正する法律案を一括して議題
といたしまして質疑を許します。原應

君。
○原(應)委員 本船保險組合を廃止
する理由について、昨日も申し上げた
のでありますが、当局より御答弁があ
りましたのを、なお一應反駁いたして
みます。この廃止後の措置につい
て、いまだ詳細な御説明をいただき
たいと思つてあります。多少納得の
いかない点がございますので、お伺い
するわけですが、要するに私の聴かんと
するところは、廃止後は自費保險とし
て、保險料を自分のところで積み立て
ておいて、保險会社に納付しないとい
うような傾向ができるのではないかと
今の事業の行き方は、終戦後どうもそ
ういうふうな行き方に進みつつあるこ
とを耳にすることが非常に多いのでご
ざいます。たとえば海上輸送にしまし
ても、海上輸送材料、何百万円、何千
万円のものにも、往々にして保險料が
高いから大々海上保險をつけたいと
いうようなことも耳にするのでありま
す。われわれの常識として判断のでき
ないようなことを事業家がやるという
ことを耳にいたしております。でござ
いますから、これを廃止した後にとい
うことは、船が海難に遭つて損失するとい
うことは、單に一企業家の損失ばかりで
なく、國家の損失でありますので、そ
れが廃止後の措置について、どうい
うふうにお考えになつておるか、これ
をもちよつと詳しく御説明いただき

たいと思つた。
○岡田(修)政府委員 お答えいたしま
す。お説の通りに、本船に対する國家
の補償による保險制度が、この保險組
合を解散することによつてなくなるわ
けでございます。従いまして本船業者
といたしましては、現在の民間保險會
社の高率なる保險に附保するといふこ
とを避けて、全然保險をつけない
で船を運航するか、あるいは相當事業
に對する考慮をいたすものとしたま
しては、自家保險としての積立金をい
たすとか、または高率を甘んじて民間
會社に附保するといふような状態にな
ると思つております。この保險組合が
以前におきましては、本船の附保の狀
態を見ますと、全体の約五割が保險に
加入し、兩金は全然無保險で船を動か
していたという状況でございます。こ
ろが、この本船保險組合ができてしま
うと、一面強制加入という制度があり
ます。事情によりまして、四七割まで上
つておるのでございます。これが再びも
との無保險の狀態にはいるのではない
かと心配しておるのであります。従
いまして現在の保險組合を解散いたしま
すと同時に、これに代るべき制度を
充實しなければならぬと考へるもので
あります。しかしながらこの新たな
保險制度をいかにするものにする
か、普通國家の補償というものがなく
してやりますと、どうしても高率
の、現在の本船業者が加入を忌避する
ような、保險制度にならざるを得ない
のであります。ところが國家がこれを

補償するといふことが、いろいろの面
において難關がございます。また十
分了解が得られない次第でございます。
この前の委員會で御説明申し上げ
ました通りに、現在漁船につきま
しては、漁船保險制度といふものがござ
います。ああいうものになつてしま
えるか、または非常な災害による損害
だけを補償するやうな保險制度にする
か、その辺の交渉、特に關係方面との
交渉が、まだ十分熟していないわけ
でございます。従いましては、まだ遺憾
でございますが、現在の保險制度を廃
止すると同時に、新たな保險制度の
樹立といふことができなかったやうな
次第でございます。特に現在の保險組
合を解散するのを急ぎます理由とい
たしましては、現在相當の事務費が、
このまま放任することによつて、か
さんでいくわけでございますので、ま
す保險組合の損失額が多くなりまし
て、保險金額をカバーすべき資金がま
すます枯渇するものでございます。少
しでも被保險者に対する損害を多く
かばうまいと、かやうに存じまして
特に解散の法律案を先に提案して、御
審議をお願いした次第であります。

○原(應)委員 ただいまの御説明です
と、この保險組合が解散したあとの不
安については、認識を十分されてお
つて早急にやういふ法律案を出さうとい
うお考えはあるようですが、そうする
と、なお極端に申しますと、次の法
律案を用意しないで、先へ廃止すると

いうこと理由は、保險組合を解散し
なければ、いろいろ費用もかかり、被
保險者に負担をかけるといふこと、そ
ういふことに解決してよろしゅうござ
いますか。

○岡田(修)政府委員 さうでござい
ます。

○原(應)委員 そうすると、この趣旨
にはもちろん賛成でございますが、現
在の被保險者の立場も考へますと、
早急に解散しなければならぬといふこ
とには賛成でございますが、そのあと
の問題について、これもこのまま放
つておくわけにはいきませんので、早急
に一つお出しくださるやうにお願い
いたします。

○岡田(修)政府委員 新たな保險制
度につきましては、目下鋭意立案を急
いでおりまして、關係方面との了解が
つき次第、次の議會にでも提案した
い、かやうな所存でございます。

○原(應)委員 一括上程ですから次の
問題に移ります。水先法の改正の法律
案でございますが、この改正法律案の
要點は、年齢の制限を廃止するとい
ふ点にあると思つてあります。そうし
ますと、今までは二十五歳から六十
歳までだと思つておりましたが、この
年齢制限を廃止すると、よけいに年齢
が低下し、また六十五歳以上の人も
いるといふことになりまして、パイロ
ットがよけい殖えるといふことになる
が、現在の狀態はパイロットの有資格
者があり余つておるのでございまし
うか、あるいは不足しておる狀態で

ざいまいするか。この点をお伺いいたします。

○大久保政府委員 現在の水先人の状況は、大抵需給状態がバランスしている状態である、かように考えます。

○川野委員 ほかには質疑がございせんか。——なければたゞいま上程されております三案に対する質疑は、本日をもつて終了したいと思ひます、いかがでしようか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員 それでは質疑を終了いたします。

討論を省略してただちに採決に入りたいと思ひます、御異議がございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員 なければ、さよう決しました。

これより港則法案、木船保険組合の解散に関する法律案及び水先法の一部を改正する法律案を一括議題として採決に入ります。右三案とも原案に賛成の諸君の御起立を願ひます。

〔議員起立〕

○川野委員 起立議員、よつて右三案とも原案の通り可決されました。ついでには、衆議院規則第八十六條による報告書作成の件、これは委員長にて作成するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○川野委員 なければ、さよう決しました。

○川野委員 それでは港域法案及び船員職業安定法案を一括議題として質疑を許します。原題君。

○原題委員 この港域法案を出しなつて、港の区域というものを明確

にされたようでありますが、これを出さなければならぬという根本の理由を承りたいと思ひます。

○大久保政府委員 前々回に提案の理由を御説明申し上げました、一應申し上げましたが、海上保安廳におきまして、港の区域を別に定めることに相なつております。ただいま御審議を受けました港則法におきましても、港の区域は別に法律をもつて定めるといふことに相なつております。かようなわけでありまして、どういたしまして、海上保安廳が今後業務を執行いたしますにつきましても、港の区域を定めるといふことが絶対に必要な問題と相なるわけでありまして、なおそれに附け加へまして、現在御案内の通り開港港則という古い規則がございまして、これは國會の御意向によりまして法律に代るものといふことに相なつておりますが、この開港港則は七月十五日までの有効期間でございまして、この間にこれを代る措置を講じませんと、七月十五日以降法律上のプランクの状態が出てまいります。かような關係からいたしまして、港則法並びに港域法を定めまして、この補いをいたしまして、海上保安廳の業務執行に遺憾なきを期したい。かように存する次第であります。

○川野委員 山口政府委員より發言を求められておりますので、これを許します。

○山口政府委員 お手もとに船員職業安定法案を差上げておられますが、実ははなはだ急務でございまして、若干誤りがございまして、いすれこれは議案を通過してお手もとに正誤表がまいると思ひますけれども、御審議を願ひ前提として一應お知らせしておきま

す。本文第二章標題をいたしまして、「普通船員職業補導」とございまして、それが「船員職業補導」となつて、それからまたかなり多くの箇所に現れておるのでございまして「普通船員職業補導」でございまして「船員職業補導」といたしまして、すなわち「普通船員」という言葉にかへまして「船員」というように書き改めます。それから「海運局長」となつておられますが、第七條その他二箇所ございまして、これは実は御承知の運輸省設置法案が出ることと前提をいたしまして、現在の「海運局長」といふ名前の代りに「運輸局長」といたしてございまして、先づつてこ

うやつておつたのでありますが、設置法が今議會に通りないうちな執行もございまして、一應現在のままで、これを「長官」といふように訂正をお願いしたいのであります。いすれこれらにつきましても、後ほど議案から資料がお手もとにまいることと思ひますが、一應お知らせいたします。

○高瀬委員 この法案とは關係のないのでありますが、道路運送法案が、この前の議會でわれ／＼が慎重審議した結果つくられたことは、まだ記憶に新たなものがありません。ところが昨日の新聞によりまして、地方の道路運送事務所の権限が非常に小さくなつて、臨時物資供給調整法に基づく配給事務以外の仕事はほとんど縣廳に移る。この点のよし悪しについては、われ／＼は大分議論しまして、むしろ縣廳へ委譲した方がよいのではないか。原君あたりはそういうふうに強硬に主張されましたが、運輸省としてはこれは別に道路運送事務所の方でやつて差支えないし、

その方が能率上がる。だからこれはどうしても道路運送事務所でやるのだというふうで、結局今回縣廳さんとする事項については、道路運送事務所管というところにわれ／＼は賛成したわけでありまして、しかるにけさの新聞を見ますと、その趣旨にまつた道行したことが、とつぎに行われて、いわゆる重要物資配給以外の監督行政は、ほとんど縣知事の手に移されるように見受けられます。これは一体どういうことであるのか、運輸省の監理局長なり、いわゆる事務當局は御承知であるのかどうか。それから実はこの問題は私運輸大臣にせよ何つてみたいと思つておる事項であります、さうい

つておる事項が御見えになつておりますから、伺ひますけれども、事務的にこれは一体どうなるのですか。政治的に解決され得るとするならば、まつたこの委員會無視もはなはだしい。そういうことになると、われ／＼は今後運輸省提出の法案は、まじめに審議できないうことになつておるわけでありまして、この点ひとつせひ事務當局のほうでつきりした見解を承つておきます。

明日も重ねて運輸大臣にいわゆる政治的見解を承りたいと思ひますが、特に私は運輸省に注意喚起したい。ことば、われ／＼が慎重審議した案が、單に法律的に取扱われて、多数の業者の權益保護するといふように、あつさりやられたのでは、この交通委員會の權威はない、議會の權威も地に落ちるの、まず事務當局の意見を聴くために、小樽政府委員にこの点平直に伺ひたい。

○小樽政府委員 事務當局の意見を、

御要求によつて平直に申し上げます。申し上げるまでもなく輸送というものは、これは総合一貫性を必要とするものであります。各方面の、鉄道から道路運送、あるいは小運送に至るまでを含めて、綜合一貫性のものを考慮してやるべき性質のものであることは、特に御案内の通りであります。また御承知の通りに、ただいま高瀬委員からお話がございまして、道路運送法におきまして道路運送委員會というものが設置せられて、これが三月十五日以來運営施行されておるのであります。この面から考えましても、一縣以上にはまたがる運送というものが、これはむしろ常態なのであります。従つて全國九つのブロックにわけ、各府縣から二名ずつ委員が出て、その委員が各ブロックごとに集まつて道路運送關係のいろいろな行政を決定してまいる。こういうやり方に相なつておるのであります。一縣で、二の道路運送委員會を相手にいろいろなことを決定していくという性質のものでないことも、当然であると考えております。そういう点から言ひまして、指定生産資材または配給物資といった側面配給面だけを限して、他の面はこれを地方自治團體の方に委譲するといふことは、実情に副わぬものであると私たちは考えております。

○高瀬委員 そうすると、今回発表された案の通りであれば、事務當局は今までもあつた内容について御存じであつたのかどうか、その点が一つ。それからその点についてはたとえ知らされても全然反対であるという見解をおもちになるのかどうか。その二つを伺つておきたい。

○小幡政府委員 この問題につきましては、過日の閣議で決定いたしました。

○高瀬委員 政府委員の答弁で大体のいきさつはわかりましたが、これはいづれ運輸大臣が御出席の際に、運輸大臣からはつきり私は承りたいと思いますから、質問はこれでやめます。

○川野委員 他に質疑がなければ、本日はこの程度にて散会いたしたいと思ひますが、御異議はございませんか。

○川野委員 なければ、明日は午前十時より開会することにいたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十一分散会

〔参 照〕

港則法案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

港則法は現行開港規則及び同施行規則に代るべき法律であつて、その目的とするところは港内にお

ける船舶の安全と港内の整頓とを図ることにある。

二、議案の可決理由

現行開港規則及び同施行規則は勅令として制定されているが、その内容においては人の自由を制限し、義務を課し、又は義務違反に対して罰則を定める等、法律によらなければならないことが多々ある。新憲法の制定に伴い、改めて勅令に代るべき法律を以てせんとするものである。よつて委員会は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年六月二十四日

運輸及び交通 川野 芳満
通委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

本船保険組合の解散に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

本船保険法によつて設立された本船保険組合は、終戦後その存立する強制加入、國家再保険及び事業補助の三要素を失ひ、加うるに保険金の支拂が適かに保険料を上廻る状態に直面し、到底経営を継続することが不可能となつたので、これを解散しようというにある。

二、議案の可決理由

本船による輸送力を確保する上から、本船の維持発展に保護を與えることは絶対的に必要であり、この点で本船保険組合を解散することは適宜の処置とはいえないが、現状のままでは経営が不可能であ

ることが明らかであるから、解散もまたやむなしとの結論に達した。よつて解散後における政府の急遽なる対策を要望してこれを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年六月二十四日

運輸及び交通 川野 芳満
通委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

水先法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一、議案の要旨及び目的

水先法第三條に規定する水先人の資格中、年齢の制限を廃止し、併せてこれに必要な措置を規定するにある。

二、議案の可決理由

優秀なる水先人でありながら年齢の制限のために失格する例のあることは、水先人の充実に必要とする点から見て遺憾である。この制限を撤廃しても体格検査を行うことによつて何らの支障もないことが明かであるから、原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和二十三年六月二十四日

運輸及び交通 川野 芳満
通委員長

衆議院議長松岡駒吉殿

昭和二十三年十月二十一日印刷

昭和二十三年十月二十二日發行

衆議院事務局

印刷者 印刷局